

社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会印章規程

平成 5年 4月 1日制 定

【趣 旨】

第1条 社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会における印章の種類、保管、使用等についてこの規程の定めるところによる。

【印章の寸法】

第2条 印章の寸法は、別表のとおりとする。

【印章の種類及び印章管守者】

第3条 印章を管守させるため、印章管守者（以下「管守者」という。）を置く。

2 管守者及び管守者に管守させる印章の種類は、次のとおりとする。

| 印章の種類 | 官 守 者 |
|----------|-------|
| (1)協議会印 | 事務局長 |
| (2)会長印 | " |
| (3)事務局長印 | " |

【印章の使用及び管守】

第4条 印章は、管守者または管守者が指定する者でなければ使用することができない。

2 印章は、盜難、不正使用等のないよう管守を厳正にし、管守者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

【新調、改刻、廃止】

第5条 印章を新調、改刻または廃止しようとするときは、あらかじめ会長の承認を得なければならない。

【印章台帳】

第6条 管守者は印章台帳を備え、印章の新調等のつど必要な事項を記載し、整理しなければならない。

【委 任】

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は別に会長が定める。

附 則

本規程は、平成5年4月1日から施行する。

別 表

会 長 印

| |
|--------|
| 24 mm |
| 社会福祉法人 |
| 横浜市泉区社 |
| 会福祉協議 |
| 会会长之印 |

協議会印

| |
|-------|
| 24 mm |
| 社会福祉法 |
| 人横浜市泉 |
| 区社会福祉 |
| 協議会之印 |

事務局長印

| |
|--------|
| 24 mm |
| 社会福祉法人 |
| 横浜市泉区社 |
| 会福祉協議会 |
| 事務局長之印 |